

「海外バイヤーとのオンラインマッチング」参加企業 募集要領

1. 目的

神戸市では、B to B オンラインプラットフォームを活用した海外バイヤーとのマッチングをサポートするとともに、海外企業との商談に対応できる社内人材を育成することにより、市内企業の販路開拓を支援するため、「海外バイヤーとのオンラインマッチング」（以下「本事業」という。）を実施します。

2. 概要

(1) 事業内容

- ・ B to B オンラインプラットフォーム「セカイコネクト」を活用した海外バイヤーへの商品提案・商談
- ・ 営業資料・見積書作成等についての講座（全4回）の開催及び専任スタッフによる営業サポート

(2) 対象

海外への販路開拓をめざす、神戸市内に事業所を有する企業

3. 募集方法・結果の通知

(1) 募集企業数・募集期間

前期 15社（募集期間 2025年5月9日～5月31日）

後期 15社（募集期間 2025年8月1日～8月31日（予定））

(2) 参加費

30,000円/社

※参加費のお支払いについては、後日神戸市より納入通知書（納付書）を送付します。（前期：6月中旬、後期：9月中旬を予定）

神戸市が指定している公金の納付が可能な金融機関の窓口での納付をお願いします。

※参加受付後の変更・取り消しについては、「6. 問合せ先」に記載の電話番号まで、ご連絡をお願いします。確認のため、メールでもご報告ください。

※参加を取り消される場合、納入いただいた参加費は返金しません。

(3) 応募要件：申込時点で以下の要件を満たすこと。

- ① 神戸市内に本社もしくは事業所を置いていること。
- ② 海外への販路開拓を予定・検討しており、本事業で開催する全4回の講座への出席が可能であること（アーカイブ動画の視聴も出席に含む）。
- ③ 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- ④ 神戸市指名停止基準要綱及び兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））、神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税）及び兵庫県税（県民税及び事業税を含む普通税）を含む地方税に未納の税額がないこと。
- ⑥ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(4) 応募方法：こちらからご応募ください。 <https://forms.office.com/r/jZ0qKjNsHx>

(5) 結果の通知：2025年6月6日（金）を目途に、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に、結果をお知らせします。

4. 参加企業の選定等

(1) 参加企業の決定方法

応募者多数の場合、神戸市にて選考し、参加企業を決定します。

(2) 失格及び参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は失格とし、既に参加の決定を通知した場合も、決定を取り消すものとしします。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 応募要件を満たしていないことが判明した場合

(3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市及び本事業の委託事業者である株式会社 COUXU は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本事業の実施の変更又は中止を行う場合

5. 留意事項

- ① 本事業への参加に伴う、個別の商談等に関する経営判断及びその結果は参加企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市及び委託事業者はその責任を負いません。
- ② 本事業終了後も、委託事業者の支援業務を希望する場合は、委託事業者と別途協議の上、個別に依頼し、その内容について神戸市に報告いただきます。また、本事業に含まれない業務の内容及び結果について、神戸市は一切責任を負いません。
- ③ 本事業の期間中及び終了後も、神戸市から依頼がある場合は、本事業により得られた商談や成約等の成果について、その状況を報告いただきます。

6. 問合せ先

神戸市経済観光局国際課（神戸市海外ビジネスセンター）

E-mail: asia-biz@city.kobe.lg.jp TEL: 078-231-0222